

議案第7号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教保第10493号
平成20年 2月12日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成20年2月議会（定例会）

教育庁保健体育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設の一つである沖縄・兵庫友愛スポーツセンターは、昭和50年に兵庫県民の友愛募金等により建設された。

しかし、建設から32年が経過し、施設の老朽化が著しいため、沖縄・兵庫友愛スポーツセンターを廃止する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄・兵庫友愛スポーツセンターに関する規定を削ることとする。(第2条、別表第1及び別表第2関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとする。(附則)

4 根拠法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第33条

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表沖縄・兵庫友愛スポーツセンターの項を削る。

別表第1中

奥武山弓道場			
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター			を
奥武山弓道場			に改める。

別表第2中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設のうち沖縄・兵庫友愛スポーツセンターを廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）新旧対照表

改正案

現行

(設置)

第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。

2 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地
奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地
奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1
奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地
武道館	那覇市奥武山町52番地
奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1
糸満球技場	糸満市西崎一丁目1番2号
ライフル射撃場	南城市大里字大里1329番地

(設置)

第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。

2 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地
奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地
奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1
奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地
武道館	那覇市奥武山町52番地
奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター	那覇市奥武山町44番地の1
糸満球技場	糸満市西崎一丁目1番2号
ライフル射撃場	南城市大里字大里1329番地

別表第1（第9条関係）

施設名	開場時間
奥武山陸上競技場 武道館 奥武山弓道場	午前9時から午後9時まで
ライフル射撃場	
奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで
奥武山庭球場	午前7時（4月1日から9月30日までの

別表第1（第9条関係）

施設名	開場時間
奥武山陸上競技場 武道館 奥武山弓道場 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター ライフル射撃場	午前9時から午後9時まで
奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで
奥武山庭球場	午前7時（4月1日から9月30日までの

<p>間は、午前6時30分) から午後9時まで</p> <p>略</p> <p>備考 奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時から利用を許可することができる。</p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 沖繩・兵庫友愛スポーツセンター (略)</p> <p>8 糸満球技場 (略)</p> <p>9 ライフル射撃場 (略)</p>	<p>間は、午前6時30分) から午後9時まで</p> <p>略</p> <p>備考 奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時から利用を許可することができる。</p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 糸満球技場 (略)</p> <p>8 ライフル射撃場 (略)</p>
---	--

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。